

四半期報告書

(第140期第3四半期)

株式会社 松風

E 0 1 1 8 3

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 松風

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	19

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年2月13日

【四半期会計期間】 第140期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社松風

【英訳名】 SHOFU INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 取締役社長 根 來 紀 行

【本店の所在の場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【電話番号】 (075)561-1112 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務部長 藤 島 亘

【最寄りの連絡場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【電話番号】 (075)561-1112 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務部長 藤 島 亘

【縦覧に供する場所】 株式会社松風 東京支社
(東京都文京区湯島三丁目16番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第139期 第3四半期 連結累計期間	第140期 第3四半期 連結累計期間	第139期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	11,469	11,514	15,711
経常利益 (百万円)	569	592	758
四半期(当期)純利益 (百万円)	333	289	455
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△1	△25	212
純資産額 (百万円)	18,018	17,931	18,233
総資産額 (百万円)	21,984	21,903	22,649
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	20.78	17.99	28.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	17.98	—
自己資本比率 (%)	82.0	81.8	80.5

回次	第139期 第3四半期 連結会計期間	第140期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3.04	3.19

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第139期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 第139期第3四半期連結累計期間及び第139期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業内容の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来の見通しにかかわる記述については、当四半期報告書提出日現在において入手可能な情報に基づき当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により停滞していた経済活動に緩やかな回復傾向がみられるものの、欧州の財政問題の深刻化等による世界経済の減速や急激な円高による企業収益の悪化などの要因もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような厳しい経営環境の中、当社グループの当第3四半期連結累計期間の売上高は11,514百万円と前年同期比45百万円(0.4%)の増収となりました。売上高に含まれる海外売上高は、2,594百万円(対売上高22.5%)と、前年同期比56百万円(2.2%)の増収となりました。

利益面は販売費及び一般管理費が前年同期比で減少したものの、売上原価率の上昇により、営業利益は628百万円(前年同期比21百万円、3.3%減)となりました。また、経常利益は貸倒引当金戻入額の計上等により、592百万円(前年同期比23百万円、4.1%増)と、前年同期比増益となりました。平成24年4月1日以降の税制改正による法定実効税率の変更の影響を税金費用に加味した結果、四半期純利益は289百万円(前年同期比44百万円、13.4%減)となりました。

セグメントの業績

① デンタル関連事業

国内では、当第3四半期連結累計期間に市場投入した超音波歯周用スケーラ「ミニマスターLED」や高分子系歯科小窩裂溝封鎖材「ビューティシーラント」等が売上に寄与し、主力の既存製品に一部回復の動きもみられましたが、厳しい経営環境の中、前年同期比減収となりました。一方、海外は円高による為替の影響を受けたものの、アジアを中心に好調に推移し、前年同期比増収となりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は10,341百万円(前年同期比39百万円、0.4%増)となりましたが、売上原価率が上昇したことにより、営業利益は698百万円(前年同期比0.9百万円、0.1%減)となりました。

② ネイル関連事業

ネイル関連事業は、自社ブランド製品の改良を進め、既存の可視光重合型ジェルネイルシステム「L・E・D GEL Presto」の光照射器に低価格版の「Bianca/Rosa」を市場投入するとともに、品質改良とコストダウンを重ねて、ジェルの改良品の発売を開始いたしました。

しかしながら、震災の影響により展示会が縮減されたことや、消費マインドが低調に推移する中、激しい価格競争が恒常化し、日本のネイル市場全体は引き続き非常に厳しい状況で推移いたしました。

これらの結果、ネイル関連事業の売上高は1,109百万円(前年同期比3百万円、0.3%増)となりましたが、利益面はのれん償却費の負担等により営業損失92百万円、前年同期比25百万円の減益となりました。

③ その他の事業

その他の事業は、株式会社昭研が歯科用研磨材の生産技術を応用し、工業用研磨材を製造販売している事業分野であります。

産業材等の新たな需要の掘り起こしに取り組んだ結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は67百万円(前年同期比1百万円、2.6%増)となり、営業利益は19百万円(前年同期比2百万円、17.7%増)となりました。

(2) 財政の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ、745百万円(3.3%)減少し21,903百万円となりました。

資産は主に、受取手形及び売掛金が減少しております。

負債は、前連結会計年度末に比べ、443百万円(10.1%)減少し3,971百万円となりました。未払費用など流動負債のその他の減少が主な要因であります。なお、提出会社の役員退職慰労金の打ち切り支給により、役員退職慰労引当金は減少し、固定負債のその他が増加しております。

純資産は、前連結会計年度末に比べ、301百万円(1.7%)減少し17,931百万円となりました。その他有価証券評価差額金の減少が主な要因であります。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ、1.3ポイント上昇し81.8%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、平成22年5月14日開催の当社取締役会において、会社法施行規則に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を一部変更するとともに、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）への対応方針の内容を一部変更したうえで継続することを決定し、本対応方針継続の承認議案を平成22年6月25日開催の第138回定時株主総会に提出、承認されました。

I 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、平成21年度から平成23年度までを対象期間とした「中期経営計画」を策定しており、グループ売上高180億円の達成を目標としております。具体的には、①グローバルマーケティング機能の強化と新製品・新技術による需要の創造とシェアアップ、②海外事業の拡大、③コストダウン活動といった施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上につなげることを目指しております。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、職務遂行度をより厳しく問うことを目的として、取締役の任期を1年としております。また、監査役会につきましては、平成18年6月より、それまでの3名体制（常勤監査役1名、社外監査役2名）から、常勤監査役2名体制にし、執行に対する監督機能の強化を進めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

III 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様との判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があります。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成22年6月25日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続するものとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する平成22年5月14日付プレスリリースをご覧ください。

IV 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

Ⅱに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、Ⅱに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、Ⅲに記載した本対応方針も、Ⅲに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間は研究開発費として、898百万円を投入いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

a 重要な設備投資計画の中止

当第3四半期連結累計期間において、前連結会計年度末に検討中であった東日本物流センターにつきまして、経済情勢や経営環境の変化から見直しを行った結果、新規事業における製品開発や積極的な販売活動を支える体制の構築を優先する観点から東日本物流センターの建設を中止しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,114,089	16,114,089	東京証券取引所市場第二部	単元株式数は100株 あります。
計	16,114,089	16,114,089	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	16,114	—	4,474	—	4,576

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成23年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,049,900	160,499	—
単元未満株式	普通株式 23,689	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16,114,089	—	—
総株主の議決権	—	160,499	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式16株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社松風	京都市東山区福稲上高松 町11番地	40,500	—	40,500	0.25
計	—	40,500	—	40,500	0.25

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、40,612株であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,625	6,678
受取手形及び売掛金	2,576	※1 2,085
有価証券	348	239
商品及び製品	2,198	2,267
仕掛品	591	602
原材料及び貯蔵品	487	592
その他	835	763
貸倒引当金	△197	△137
流動資産合計	13,464	13,093
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,371	6,339
減価償却累計額	△3,859	△3,970
建物及び構築物（純額）	2,512	2,368
その他	6,460	6,526
減価償却累計額	△4,173	△4,358
その他（純額）	2,287	2,167
有形固定資産合計	4,799	4,536
無形固定資産		
のれん	445	378
その他	230	214
無形固定資産合計	675	592
投資その他の資産		
投資有価証券	2,906	2,717
その他	811	971
貸倒引当金	△8	△8
投資その他の資産合計	3,708	3,680
固定資産合計	9,184	8,809
資産合計	22,649	21,903

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	687	564
短期借入金	1,000	995
未払法人税等	172	187
役員賞与引当金	33	12
その他	1,327	1,036
流動負債合計	3,220	2,795
固定負債		
退職給付引当金	108	112
役員退職慰労引当金	563	18
その他	522	1,044
固定負債合計	1,194	1,175
負債合計	4,415	3,971
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,474	4,474
資本剰余金	4,576	4,576
利益剰余金	9,553	9,552
自己株式	△55	△55
株主資本合計	18,548	18,548
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	300	132
為替換算調整勘定	△614	△761
その他の包括利益累計額合計	△314	△629
新株予約権	—	12
純資産合計	18,233	17,931
負債純資産合計	22,649	21,903

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	11,469	11,514
売上原価	5,084	5,179
売上総利益	6,384	6,334
販売費及び一般管理費	5,735	5,706
営業利益	649	628
営業外収益		
受取利息	13	12
受取配当金	46	51
会費収入	78	66
貸倒引当金戻入額	—	63
その他	55	27
営業外収益合計	194	221
営業外費用		
支払利息	10	7
売上割引	112	109
当社主催会費用	74	97
その他	77	42
営業外費用合計	274	256
経常利益	569	592
特別利益		
貸倒引当金戻入額	28	—
特別利益合計	28	—
特別損失		
投資有価証券評価損	12	—
特別損失合計	12	—
税金等調整前四半期純利益	585	592
法人税等	251	303
少数株主損益調整前四半期純利益	333	289
四半期純利益	333	289

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	333	289
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△98	△167
為替換算調整勘定	△237	△146
その他の包括利益合計	△335	△314
四半期包括利益	△1	△25
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1	△25
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
1. 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用している。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。
(法人税率の変更等による影響)	平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなった。これに伴い、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の見積実効税率は変更された。 この税率の変更により未払法人税等が71百万円増加し、当第3四半期連結累計期間に費用計上された法人税等の金額が71百万円増加した。
(役員退職慰労引当金)	平成23年6月28日開催の提出会社の株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給議案(支給の時期は各役員の実退職時とする)が承認可決され、これにより、役員退職慰労引当金は561百万円取り崩し、打ち切り支給額の未払分を固定負債の「その他」に計上している。
(退職給付引当金)	提出会社は、平成23年9月に退職金制度を変更し、適格退職年金制度から確定給付企業年金法による規約型の確定給付年金制度及び確定拠出年金制度へ移行した。本移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用している。 この移行により、退職給付債務が222百万円減少し、同額の過去勤務債務が発生している。 なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法で会計処理を行っている。 これによる損益に与える影響は軽微である。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形	—	18百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	446百万円	453百万円
のれんの償却額	66 "	66 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	160	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月4日	利益剰余金
平成22年11月4日 取締役会	普通株式	128	8.00	平成22年9月30日	平成22年11月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	160	10.00	平成23年3月31日	平成23年6月7日	利益剰余金
平成23年11月2日 取締役会	普通株式	128	8.00	平成23年9月30日	平成23年11月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (百万円) (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注) 2
	デンタル 関連事業 (百万円)	ネイル 関連事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	10,301	1,106	62	11,469	—	11,469
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	0	3	3	△3	—
計	10,301	1,106	65	11,473	△3	11,469
セグメント利益又は損失(△)	699	△66	16	649	0	649

(注) 1 セグメント間取引消去によるものであります。

2 セグメント利益又は損失(△)は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (百万円) (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注) 2
	デンタル 関連事業 (百万円)	ネイル 関連事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	10,341	1,109	64	11,514	—	11,514
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	0	3	3	△3	—
計	10,341	1,109	67	11,518	△3	11,514
セグメント利益又は損失(△)	698	△92	19	625	2	628

(注) 1 セグメント間取引消去によるものであります。

2 セグメント利益又は損失(△)は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	20.78円	17.99円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	333	289
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	333	289
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,073	16,073
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—円	17.98円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	12
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年11月2日開催の取締役会において、第140期の中間配当に関し、次のように決議いたしました。

- ① 配当金の総額 128百万円
- ② 1株当たりの金額 8.00円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年11月30日

(注) 平成23年9月30日最終の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、支払いを行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月13日

株式会社 松 風
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 部 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 豊 原 弘 行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社松風の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年2月13日

【会社名】 株式会社松風

【英訳名】 SHOFU INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 取締役社長 根 來 紀 行

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【縦覧に供する場所】 株式会社松風 東京支社
(東京都文京区湯島三丁目16番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役取締役社長根來紀行は、当社の第140期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。